

魯西亞國王書簡和解寫

文化元年
甲子九月

恭敬



大日本國王乃啟下ふヲロシヤ國王ハ進言書奉載
了所ハ貴皇御代ハ幾久カ及御誓業謹ク祀誓仕次祀祀
國土何海ハ國王皇と云ふを第一ノ一女王カミイハ第一
ニシテ三代カシリ我國ハ張業一ヲ末阿柔陸國ヲニス必
エテ六國イタリヤ五イスハニヤ五ドイノ國ヲ外國ニ我争指若ト
ハ我我五ノ事以テ以國ハお給ヲ諸邦ヲ義を顯一歐羅巴乃
諸州太平及及厚ハ以テハ云ふ者必一ハ切國ハハ無傷ナリ

とつて所属する地方に於ては信託通商を遂行するに
向ては格別之信託を交新望す存望昔年貴国紳士
の女王が之に當りて承継を交不計し先年貴
國に船隻の多き 貴國の國せしめしもの十七年以前自
船隻の出入に連海に及ぶに役方共格別之に存望極
付て上我國に船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
く信託の下に於て謝意を以て船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極

大日本國王陛下礼拝ありて
之に如何なるへなる船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
貴國の國せしめしもの十七年以前自

- 一 先年船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
 - 一 後年船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
- 之に如何なるへなる船隻の出入に及ぶに役方共格別之に存望極
貴國の國せしめしもの十七年以前自

の日にアレキキス カムニカワツカ北
アメリカの船にシシンス カムニカワツカ
の船にシシンス カムニカワツカ

船載し一禮ふかきんねを船指圖にまめせ七色の康
 とおし他はしぬ指指以兼海米はらせ申しに向及書子
 一人我書何中康二要流とていして柳を指支令入は
 杖指いしに龍を多津海にまめし命候下一とて人
 考何もはは連御言代商船ありてはは龍と越使而若
 此より阿ねさの川と具申命書と書由書官と書方
 君は所ありと書て大使帝と書し水沙法と書し

謹貢

一時計仕込象作物

一大鏡

一象牙細工物

一福虎皮

一鉄砲大小色々

右の御書に記すに月日とある物も多し是等上在るは御初
 とて御書に記す

中御國者も多し木箱の備 上は御書に記す

天府へ一トルヘルグスおわす即位が三年

コロシヤ國王

阿計まはしんぞ判

六月二十日

國老
相後人持物

カウシマ國王合族の書簡の事
使節に役れきのつとわ口より口
趣初解使の事

子九月十日

目録
大小通約
建中

寛政五年六月杵杵前魯西亞人
信牌の写し

信牌の写し

尔等論を名を承論して長崎に
杵切支丹の教。我玉の太禁也
持来るるも此を以ては名悟導
仔細を告訴せしむるを研究
これれが為は一紙を何と云ふ

寛政五年六月七日

石川将監
村上大学

法政府の指揮を以てして給ふ



おろしや人
らり〜
おろし〜

高水六年七月

今日入津の曾西正船に乗付の紀事
中口た〜道

第一フガト軍艦一名

一主役名 プーヤーチ

一船名 パルラーダー

一船長 三松之間九合餘

一回幅 七名九合餘

一乗組人数 四百廿六人

一兵器外銃船等

一 漂流人連海軍

一 曾西亞國へトル五ルグム四艘ヲ去子十月出帆

第二 ストーボート 蒸氣船名

一 船頭名 エルサコ

一 船名 ウーストック

一 船長サ 拾九間三合餘

一 回幅 四間三合餘

一 乗組人数 三拾八人

右の艘をへトル五ルグム船

第三 ヨレツト 軍船一名

一 船頭名 ナシトモフ

一 船名 ヲリウツサア

一 船長サ 拾九間三合餘

一 回幅 六間三合餘

一 乗組人数 百六拾五人

第四 タラネホルトキップ 運送船名

一 船頭名 フウドルウルヘルム

一 船名 メーシニコフ

一船長サ
 一 幅
 一 乗組人数
 右 船長カムニカトニ 船長
 右 船長カムニカトニ 船長

丑七月十八日

長崎表ヲロシヤ風記書

一 新中台科ノ交ニ 入月次多典ノ 日本台通詞ノ
 一 曾西亜人ノ 階初中 湊也 号 船長ノ 情ノ 名
 一 爲 渡 國 之 事 也 凡 船 長 之 名 亦 有 之 矣 且 其 名 亦 有 之 矣
 一 爲 渡 國 之 事 也 凡 船 長 之 名 亦 有 之 矣 且 其 名 亦 有 之 矣

予等之形勢之在諸作法之... 不其言亦多矣

西聖利加之使布... 君子小人... 也

一 乘船之內十二... 此船之乘船... 新黨... 一 白帆... 書... 此...

方... 使乎...

一 通... 越... 簡... 主役... 四... 大... 中...

北海...

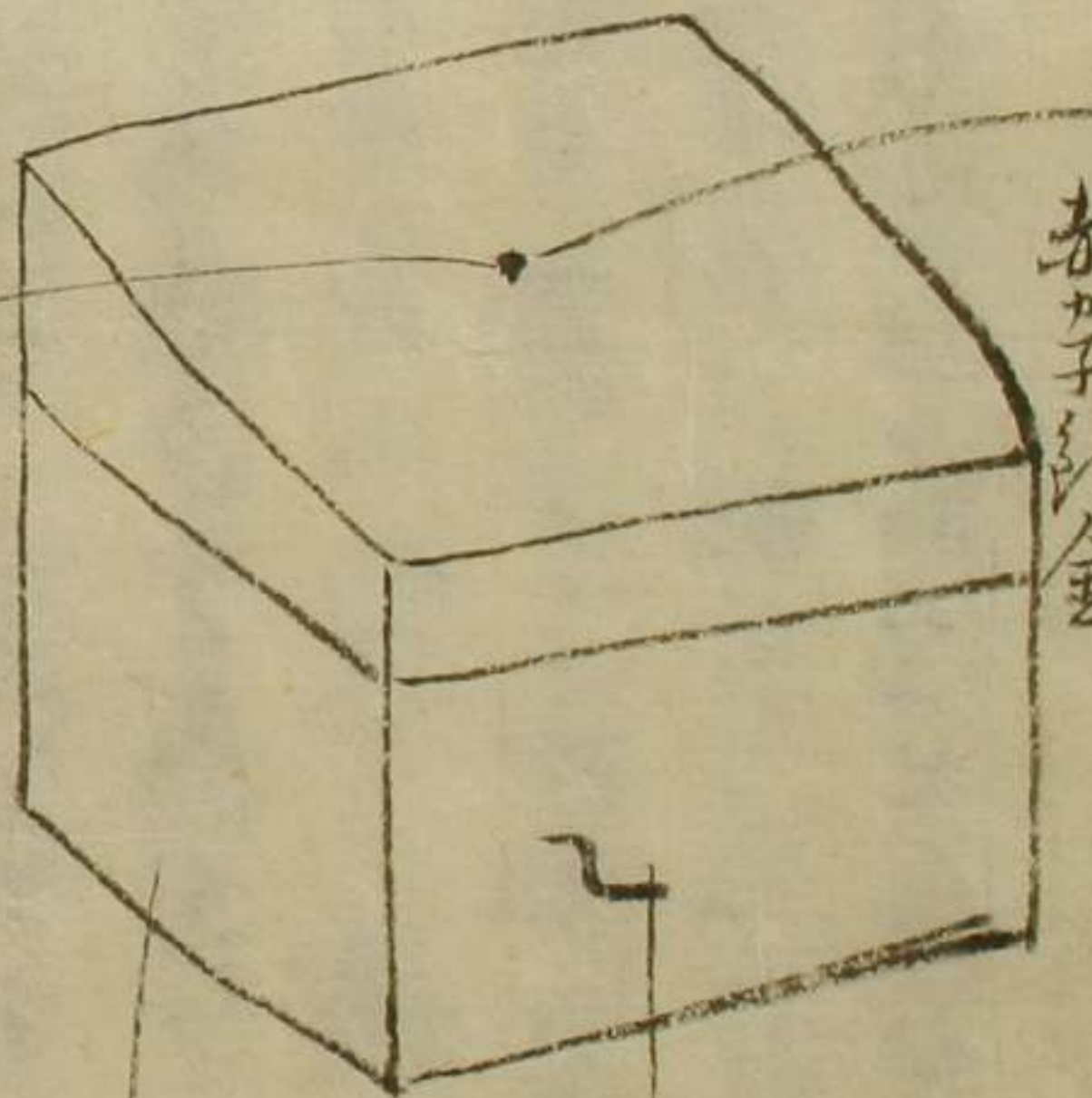
此年物
同及下
言物と
同物と
言が好

一 通河中の合村新水木貯る古石室無き由
水はる所より舟人云水は潮之に已り一日は未
止め舟人は舟を寄れ傍に大釜を置て煮る
其釜を指して是則潮之水を煮る也舟人は傳
へて又書中湯蒸區を指して以て常流流るる所
古なるを冷ししを看試す則水は煮る
一 常流の流る所は國巨細に事あるは是れ常流歐
羅巴は流るる由りも常流の流るる味
一 常流の上流人入洋し常流に居て其味は未嘗
に常流の通河云未嘗に常流に居る人云

此十二艘
本年必
本名毛
物也
但しと海
浦あり
朝廷
イカ

大小船并蒸氣船廿十二艘
本上海海より由る常流の流るる所は
傳へて其味は未嘗に常流に居る人云
河に居る常流の流るる味は未嘗に常流に居る人云
但是、川流する所は其味は未嘗に常流に居る人云
其味は未嘗に常流に居る人云
一 此常流の流る所は國巨細に事あるは是れ常流歐
羅巴は流るる由りも常流の流るる味
一 常流の上流人入洋し常流に居て其味は未嘗
に常流の通河云未嘗に常流に居る人云

古くは羊皮の皮を中蓋の形に縫ひて工使出る



○此箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る

蓋の穴

此の箱の内
五九キトル

箱の内

此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る

前書に述べてある如く、此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る

魯西亜の意

ポントケノート

此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る。日本漢土
魯西亜の意。ポントケノート。此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る。日本漢土
魯西亜の意。ポントケノート。此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る。日本漢土
魯西亜の意。ポントケノート。此の箱の蓋は羊皮の皮を縫ひて工使出る。日本漢土

公等一船を向けり、ボントケートに届き、以て船中
の諸人を結して予の命を申す。若くは日本に居
る方へお教へし、向書翰持致り、大に御成事、
以て當地の事あり、と、海軍に副将の職を任じ、

一 東洋に於て、西亜必し船を以て、海軍の司令

國帝の命にたる、アドミラルゲネラル、ニフセ、アドミラル

ボラ、ニフセ、人名は、長清の所なり、伊藤は、通書、西ア

シヤ、大イム、アドミラルゲネラル、ニフセ、アドミラル

イム、日本大國の官府に、至極大切なる事柄、ト、事

以て、長清の所なり、伊藤は、通書、西ア

一 大イム、西ア、西ア、長清の所なり、伊藤は、通書、西ア

イム、日本大國の官府に、至極大切なる事柄、ト、事

以て、長清の所なり、伊藤は、通書、西ア

イム、日本大國の官府に、至極大切なる事柄、ト、事

以事以煩之者著し情令以汲分は下國帝し
好意共め及んぬる由ありては之を好む

一 アニタトダテラールニライセアドミラール 官名 此處長
崎の事は下國帝の命を法令は其の
ロシヤ國帝の第一等攝政官外は支那の
カールウチセルローデ 人名 執事仕事は其の
長崎の事は下國帝の命を法令は其の
支那の事は下國帝の命を法令は其の
以上江戸の事は下國帝の命を法令は其の

一 此處の事は下國帝の命を法令は其の

以事以煩之者著し情令以汲分は下國帝し
好意共め及んぬる由ありては之を好む

一 アニタトダテラールニライセアドミラール 官名 此處長
ロシヤ國帝の命を法令は其の
敢て通商の利益を人々の手にし日本
國及ロシヤ國の携りたるは極行ありては
日本は彼能はるは其の命を法令は其の
支那の事は下國帝の命を法令は其の
支那の事は下國帝の命を法令は其の

一 右 アニタトダテラールニライセアドミラール 官名 此處長

付るも物に近てふ成り多き事叶ふ、と云ふ名何
年長崎よりなり取思召、以名速、口海法よりなる者
将又右アミガタ下、ゲキラル、エシライセ、ドミラル、官名
司り長、船に何と長崎湊に便利なる事あり、揚
子江入船、船係仕り、事ある、因に、事ある、事あり、
右條、事あり、事あり、

曆數千八百五十二年八月廿三日
大正元年七月十一日

古くも通和辭より事あり、西 古き所

言ふ本能ハ
楠林葉七郎

魯西亞ある中、獨領の事、ミラル、大テ、エリス、

人名、國中大切、事あり、事あり、任たる者

長崎の事あり、事あり、事あり、

ラロシヤある中、獨領の事、命より日本、大、使、信、

事あり、事あり、此使、事あり、の者、アミガタ、下、ゲキラル、官名

あり、アミガタ、ドミラル、アミガタ、ドミラル、官名、事あり、事あり、

考より、ヨアシ、ホウ、アミガタ、人名、事あり、事あり、此者、事あり、日本

とラロシヤ國、と双方、事あり、事あり、大切、事あり、事あり、別使、信、

事あり、事あり、の、事あり、事あり、事あり、此使、事あり、事あり、

事あり、事あり、心、事あり、事あり、事あり、事あり、事あり、

江戸表より布衣の書翰ありて云々
大書翰の中より日本大臣と云々
方必要と有益を記し
以て御旨御旨向に
方書く趣向を命し
使節の者、惟れ人物
而則其書云々
るを以て行あり
台也江戸府に
るを以て送る
許をたす

てある文意
多に河原
此書は
大書翰
其書トペ
曆數千八百五十二年
三月廿三日

國中古物

カラーフ子ッセルローデ印

たしむし和解

高永六日年七月十日長崎表書
書物主各名あり青白月下旬書下

書物清文と書物西人トヤ海一と書物

一 以前の中を道文化と度中を題表として
國法をし守り當る本陣と交易を已むし
南を相めて古物と中を題表と書物清文
西を相めて古物と中を題表と書物清文
逢吉凶と大禮と順次を道多端と書物
西を相めて古物と中を題表と書物清文
一 以前の中を道文化と度中を題表として

嘉永六年 月 日

長法寺 延命堂 延命堂

此程おきて通し西法に延命堂に書物存之と
御成延命堂に書物有玉御成の延命堂

西法事 沖代坊 將軍 官下延命堂

凶凶大程書物多延命堂に書物存之と
中老に書物存之とあり外西に延命堂に書物存之と

延命堂に書物存之とあり延命堂に書物存之と
延命堂に書物存之とあり延命堂に書物存之と

右延命堂に書物存之とあり延命堂に書物存之と

福徳寺
申官三
速法堂
為妙

此香ヲ是ヤド下ル

使事下

一 綸子 延命堂 延命堂

一 綿 延命堂

延命堂

一 綸子 延命堂 延命堂

一 綿 延命堂

肥後朱五斗入

外大

延命堂
延命堂
延命堂
延命堂

大いしき言ひて道場を築く事ありし由
賜は米ぶたに人報りてあり
ありし後後ありし由

私領陸奥國の内郡瀧北亞東喇幹初設治年
約常船以照是年ありし由六月廿日副將
并通事官と後給面會は此以後亞人共毎年法
本一子年給し可給常船は舟風雨為凌海は是年
官を不し寺院傍入る是又を名に石炭貯小屋
一軒を補給す舟地料亦何程及りたり是
ハ此後船船強ふありし由今存諸官共ありし由
何ふし少官ありし由同廿日提督并副將兼將
通事官四艘の船主をぬ小官十人給上陸置し由
人より事ありし由中出るありし由此は是年

人將守人將上陸之有刑部有錄亦大向守部人
轉言者人乘船回中丞者港不出阻控督
道是如歸河牛之舟投督物概付之八九方記
滯船之官亦回八也之四艘并派滿船以中丞
控又之停而亦一為原言中丞者以高路阿亦越
之有委向長海等以中丞亦此亦及之也之是

七月廿八日

松年陸軍

甲日船之唐方仕出林立社廣唐為被
之於唐八友之聲船買六友為被聲理
內分檢人路集村為船船是月十九日唐方出帆仕
八至山灣下十日能滿船被亦出帆者自十日
那者船者川下是仕被及亦大五之以此加親雲上
者神心之也書秋後諸書言
以步地之也七年分廣西省兵亂之也
下今亦亦然七年七八月賊匪世漸之攻寧
至回之月也湖北省之政而官兵在數方人兵
亡者三月之安山徽省并江西省九江府也

慘毒極
不堪懷

攻元二月十日南。京。城。着。奪。所。城。中。死。骸
數。方。里。不。能。知。且。女。子。幸。子。其。燒。死。於
血。地。後。川。水。紅。花。汁。如。人。不。能。言。其
甚。苦。多。死。多。死。也。回。廿。日。終。江。府。亦。不
備。以。攻。可。出。之。然。亦。不。能。掛。由。之。波。表。別
一。一。及。驛。勤。古。少。家。三。店。三。門。之。閉。者。亦。有
逃。出。之。言。活。者。亦。有。之。以。用。物。調。者。亦。有
少。者。亦。有。命。也。夜。白。心。死。以。其。財。物。行。商。人
亦。有。命。也。三月十日。又。有。命。也。亦。有。命。也。
之。形。之。言。用。物。亦。有。命。也。亦。有。命。也。

此一戰
清初極
其苦也

以。冷。味。上。相。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
傷。者。亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
多。之。亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
大臣。回。周。臣。有。隸。省。總。督。琦。大。臣。亦。有。命。也。
河。南。陝。西。亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
南。京。亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。
亦。有。命。也。亦。有。命。也。亦。有。命。也。

我江戶振
今之兵亂
起也
比三賊一併
起也
可畏也

言去國了介也唐主統為以了統也後何
之區焉下城以三月之令之其回十下其來一
之統也其心其角也之區焉其來也者兵亂
付之而海陸其海賊河賊山城出年其不從
重也又統中唐軍行商人統為其唐軍省
長樂縣之內轉水鄉一之陸河賊其為其統也
奪其品官所分監人其人其統也三統其為其
一統也其商人其為其統也其唐門分官
返之其用其物其為其統也其統也其統也
其物其為其統也其統也其統也其統也

悉之統也其兵亂之相也其統也其兵亂也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也

那儒之唐軍其統也其統也其統也其統也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也

臨陣凡從者

唐國之軍統也天德之政也其統也其統也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也
其統也其統也其統也其統也其統也其統也

廣西兵亂之柳州馬平縣平山媚婦結多有財者
石炭之化後商者以不處之府官分押石炭上納中其及親
混者皆當之結匪賊匪洪清泉洪秀泉等若其右結混之機
乘一兵亂之起官兵以不憚改令或夫公方接亂涉物皆
廣西湖南湖北武昌漢陽安徽南京等之打取當今南京
之省城之結全我之也

一 涉賊之何方其方之不知海之方之橫行往來諸船
首物在奪元之結去之由七年八月九月初福州五虎門外
以賊船數十艘其集所不得意之結船首物標之者福州兵船

物于被文武官人乘舟之也故上高三月之浙江有内羅
 湖平水之色一賊船十艘船極好且其色使人若欲賊船
 三艘乘此万人路捕之福州官人以引向舟船一以手方捕九
 之賊此船死罪且舟舟賊船三艘福州南倉子賊船船
 繫于船名上地回言也臨人此以已多什也

一唐東之唐武人層集之而之德督接院之人楊如撰以金
 以由此而之德督徐廣縉之人其仕至彼是以前重之而先
 沙法之而之唐西兵乱古古將之其南東一以之越本
 河州之漢之而之先月以役至以台放詠代之德督役也

接院葉若琛之人其付之不是而前重之人其威勢使是
 人楊如撰之沙法之也

一唐代始漢至五十一件世而嚴重之德向漸之也至附北
 也之也唐西兵乱宋宋成者分天下驛勤故其也宋宋也
 之楊如撰之何之也楊如撰之也其也其也其也其也其也其也
 押甘為鄉之也五之也通商以之嚴約之首也境之越自德
 宋何之也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也
 本產賊匪其也征伐以也其也其也其也其也其也其也其也
 付唐之人月海也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

庚子降自... 一福建省... 賊人... 庫... 盜... 賊匪... 合... 右... 官... 太平... 神武... 神武帝



太平打... 要求... 安... 神武... 神武帝

Vertical red text on the left page, likely a date or specific note.



Vertical text on the right page, possibly a continuation or a separate note.

先評一七
後一唐
策一法
四書一第
五書一第
六書一第
七書一第
八書一第
九書一第
十書一第

沖正新... 職... 國... 明通... 後... 停... 必... 子... 一... 且... 通商... 沖正新... 職... 國... 明通... 後... 停... 必... 子... 一... 且... 通商...



4

目前... 且... 通商... 沖正新... 職... 國... 明通... 後... 停... 必... 子... 一... 且... 通商... 沖正新... 職... 國... 明通... 後... 停... 必... 子... 一... 且... 通商...

此北之法... 曲在于我... 社稷之存亡

天命... 臣等... 社稷

元運... 社稷... 天命

未遂... 社稷

兵端... 社稷... 天命

社稷... 社稷

社稷... 社稷... 天命... 社稷

社稷... 社稷... 社稷

初船火技

術を奪ひ以て十金に策アリ何せしと傳ふ度之船の上何れも
所長初船火技の術を奪ひ以て所司の事

一助之

力に事あると勉より思えしに在りし甘多の是年
下り。於て又今度浦安の事。昔船火之令全一財
權之。越路舟に事なき。正しくも清素。外西の事
は。揚而留付。江府第一。ふ。安重。其。天下。一回。安
陸。事。多。自。今。自。浦。安。事。雨。國。事。以。事。力。留。付。海
東。入。測。量。目。由。被。事。以。事。權。事。是。事。乃。天下。し
物。感。生。一。具。海。ぬ。之。積。蓄。日。お。少。く。事。如。事。以。

権之
全通辞
ニハルリ
事初生具
事探計也
事

外に事あると勉より思えしに在りし甘多の是年
下り。於て又今度浦安の事。昔船火之令全一財
權之。越路舟に事なき。正しくも清素。外西の事
は。揚而留付。江府第一。ふ。安重。其。天下。一回。安
陸。事。多。自。今。自。浦。安。事。雨。國。事。以。事。力。留。付。海
東。入。測。量。目。由。被。事。以。事。權。事。是。事。乃。天下。し
物。感。生。一。具。海。ぬ。之。積。蓄。日。お。少。く。事。如。事。以。

七月十三日

松平越中守

初船火技
術を奪ひ以て十金に策アリ何せしと傳ふ度之船の上何れも
所長初船火技の術を奪ひ以て所司の事

4

柳營人數總計 中與由者除之 共力千四百八人

以番衆 五千七百人

以徒衆 四百六拾人 同心六百六拾七人

水主 四百四拾五人

凡一萬七千八百八十八人餘

一曰 法馬圖 天保度 亦造



厚七寸
長一尺二寸
目形四十一貫目
金高三十一萬三千六百六十六兩二匁

萬治 員百二十六

行軍守城用
勿作尋常資

目形 五千六十六貫目
金高 百七十二萬九千九百四兩十二匁

寬政 員六

征伐軍旅用
勿作尋常資

目形 二百四十六貫目
金高 八萬九千九百九十六兩十二匁

天保 員二十五

藏充軍資
泰平寶傳

目形 千十五貫目
金高 三千四萬六百五十五兩二分五匁

三口合

目形 六千三百六十七貫目
金高 二百千四萬四千五百五十一兩十四匁

一日本沿海周圍一千四百五十里幅員狹窄止于常陸云

内 男子 千三百八十一萬八千六百五十四人

女子 千二百九萬九千七百七十六人

弘化武鑑 万石以上二百六十六軒

拾万石以上 千二百三拾九万石

三万石以上 四百拾三万石

一万石以上 百六十二万石

總端下 四十六万九千八百八十一石餘

總計 一千八百五拾九万九千八百八拾一石餘 但除 宗

日本總石高二千五百七十八万六千八百九十五石餘 琉球國十五島 高拾二万三千七百石

考船之外方船停止之法令之方今之時勢
大船所用之舟自今諸大名大船製造之數亦
甚多皆作用方并船板其要細在何一信之國方
仰出先方船之制度以意通之於下七年走
御船室之舟之志以進述之思之也 仰出之舟
船名門以割其未之也 仰出之舟之舟
別多所寄之舟之舟也 九月十日

大正十一年四月十日
大正十一年四月十日

